

集落支援員導入について

1 集落支援員導入の経緯

(1) きっかけ

本市では、令和 5、6 年度に実施したまちづくりウォークを通し、住民ニーズの多様化と社会構造の変化（少子高齢化や人口減少）に伴い、地域において、単一地区・自治会が抱える課題（自治会運営の担い手不足や、地区行事・共同作業への参加者減少等）が深刻化していることを、再認識することとなりました。

(2) 市内まちづくり協議会の実情

平成 18 年度以降、県民交流広場事業をきっかけに、多様な関係主体（地区区長会、シニアクラブ、子ども会等）が参画し、単一地区・自治会では解決が難しい地域課題に対応する取組を持続的に実践する「地域運営組織」として、旧小学校区・中学校区単位のまちづくり協議会（社 5、滝野 1、東条 1）が組織されました。

ただ、現在のまちづくり協議会の組織体制として、基本的に 1～2 年で交代する区長・自治会長が充て職として会長及び事務局を務められているケースが多く、単一地区・自治会とまちづくり協議会の運営が二重の負担となるため、恒例行事を実施することで手一杯となり、地域の変化に柔軟に対応し、課題に向き合うということが難しくなっています。

(3) まちづくり協議会の組織強化に向けて

「地域課題の解決に向け、まちづくり協議会を中心とした取組を促進する」ため、まちづくり協議会の組織を強化し、積極的に地域課題の解決に取り組める体制を整えておくことが必要不可欠と考えます。

そこで、各まちづくり協議会が主体的かつ積極的に活動できる組織体制を整えるため、課題整理や地域の将来ビジョンについて、地域が検討・協議することを支援する「集落支援員」を導入します。

2 「集落支援員制度」について

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされる具体的な取組やその取組主体となるまちづくり協議会などのサポートを行う、国の制度です。

(1) 特別交付税措置

①専任（集落支援員として従事する時間が一週当たり 15 時間 30 分以上）：上限 500 万円／人

②兼任（集落支援員として従事する時間が一週当たり 15 時間 30 分未満）：上限 40 万円／人

(2)集落支援員の役割

①集落点検の実施

住民自身が地域を見つめ直すことで、その問題を自らの課題として捉えることを目指し、支援員が地域に出向いて住民の動向、生活環境、資源などの現状や課題について整理する。

★立ち話や雑談の中に住民の本音と対策のヒントがあるため、地域に出向く頻度を高める。

②集落のあり方に関する話し合いの促進

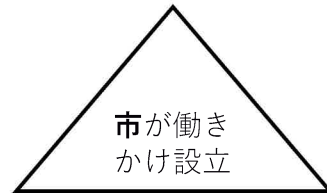
集落の現状や課題、あるべき姿等について話し合いを促進し、共通認識の形成を図る。

★対話（グループワークやアンケート等）を通じた問題の深掘りが重要となる。

③地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

①②を通し、必要と認められる取組や、その主体となるまちづくり協議会を支援する。

まちづくり協議会の目指す姿



	これまでのまち協	目指すまち協
組織体制	役員や事務局等が区長の充て職として構成	女性や若者を含む、 地域づくりにかかわりたい人 で構成
事務局体制	事務局長や会計の負担が大きい	複数人が携わることで、一人の負担を分散できる持続可能な体制を構築する
主な活動	交流に重きを置いたイベントが中心 例) 夏の祭り、グラウンドゴルフ大会等	住民の生活の困りごとを解決する活動を増やす 例) 共同作業、買い物支援、居場所づくり等 ※地域ごとに計画を策定し、それに基づいて活動
市の補助金	人件費や高額な備品を対象外とした、使途に制限のある活動補助	まち協が活動するうえで必要な経費を対象とする、基本的に使途に制限のない運営補助

- ①各まちづくり協議会の活動状況や課題感を聞き取るため、個別に訪問し、ヒアリングを実施。
 ②課題解決に向けて、組織体制の強化を含めて取り組む「モデル地区」を選定。
 ③集落支援員を導入し、モデル地区を中心に地域へ入り、集落点検の実施や話し合いの促進を通じ、
まちづくり協議会の体制の見直しに取り組む。
 ※①～③を繰り返し、最終的にすべてのまち協が地域の課題解決に向けて積極的に取り組めるように継続的に支援。